

出張年金相談の申込みについて

下記申込書にご記入のうえ、FAX（087-811-6026）申込みください。

また、近隣の地域で多くの方に相談業務の提供ができるようにするため、日程の調整をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

なお、顧問社労士がおられる場合は、社労士経由でお申込みください。

出張年金相談申込書

下記のとおり、出張年金相談を申込みます。

希望年月日	①（第1希望）平成 年 月 日
	②（第2希望）平成 年 月 日
	③（第3希望）平成 年 月 日
	④ いつでもよい
希望時間	① 時 分～ 時 分
	② 時 分～ 時 分
	③ 時 分～ 時 分
	④ 時 分～ 時 分
相談希望人数	人 ※5人以上でお申し込みください。

※相談を受けられる方に、準備していただくもの

年金手帳、年金証書、運転免許証等本人であることを確認できるもの、印鑑

平成 年 月 日

事業所名

担当者名

連絡先電話番号

顧問社労士名

事業主の皆様へ

「街角の年金相談センター高松（オフィス）」（日本年金機構より全国社会保険労務士会連合会に運営委託）では、年金相談や各種年金給付の請求手続等、年金事務所とほぼ同様のサービスをご提供できます。（各種通知書等の再交付はできません。）

ぜひ、ご利用いただきますように、ご案内申し上げます。

また、貴事業所への出向き、従業員の皆様の相談も対応可能です。
従業員方の年金見込額についても、試算できます。

（詳しくは、裏面をご覧ください。）

社労士が年金の相談や手続を承ります 対面による相談・手続で疑問もスッキリ!!

オフィス長の神本です。
皆様のお越しをお待ちいたしております。

手続も
できます!

ご相談
下さい!

街角の 年金相談センター 高松(オフィス)

- ◎私は何歳からもらえるの?
- ◎私はいくらもらえるの?
- ◎働きながらもらえるの?

- ◎年金の請求手続をしたい。
- ◎振込口座の変更をしたい。
- ◎親が亡くなった時の手続をしたい。

相談・手続 すべて無料です

日本年金機構の委託を受けて、社労士が運営しています

年金
相談

- 年金見込額 ●繰上げ・繰下げ
- 在職老齢年金 ●雇用保険との調整 など

年金請求
各種手続

- 老齢年金 ●遺族年金 ●障害年金
- 住所・口座変更 ●離婚分割 など

☎087-811-6020【予約用】

お電話での相談は受け付けておりません。

平日 8:30~17:15 (土・日・祝日 12月29日~1月3日除く)

◎年金相談にお越しの際は、運転免許証、パスポート、住基カード、年金手帳、年金証書、振込通知書、健康保険証など、相談者本人であることを確認できるものをご持参ください。なお顔写真のない書類については、2点必要です。

◎代理の方がご相談に来られる際には、委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類が必要となります。

